よくわかる

親族後見人の役割

参加費 無料

大切な方の生活を守るために…親族と親族後見人の立場の違いを知り、 後見人の役割や義務について理解を深めませんか。後見人には家庭裁判所へ 報告義務があります。報告書作成の際のポイントを解説します。

第1部:講演「親族が後見人になるということ」

第2部:ミニ講座~定期報告の書き方~

(いずれかのみの参加も可能)

●日時 令和7年1月31日(金) 10~12時

第1部10時~11時 第2部11時~12時

- ●講師 若松 智子司法書士 (リーガルサポート神奈川県支部所属)
- ●場 所 鎌倉市福祉センター 2階
- ●対象 鎌倉市で親族後見人等として活動中の方・活動を考えている方、 後見業務にご興味のある方・・・・・・ 先着 10 名
- ●申込み 鎌倉市成年後見センターまでお電話または FAX電話 0467-38-8003 FAX 0467-22-2213

お名前	参加希望に○をつけてください	電話番号
	第1部・第2部・両方	